

農地の参考賃借料の改定について

標茶町農業委員会では、平成21年度農地法の改正に伴い「標準小作料制度」が廃止となり、これに代えて「参考賃借料」を設定しています。この「参考賃借料」はこれまでの「標準小作料」と同様の「土地残余方式」により計算した額が基本となります。

令和2年度は3年に1度の改定期期にあたり、過日改定協議会を開催し協議・検討した結果、下記のとおり参考賃借料は改定されました。

これにより、7月1日以降に農地の賃借料を設定する際は、下記の「参考賃借料」を参考とし決定されますようお願いいたします。

標茶町参考賃借料

【畑（牧草畑）の部】

農地の区分	参考賃借料 (10a当り)	備 考
上 畑	3,200円	令和2年7月1日から適用適用区域は標茶町内全域を対象作目は牧草で10a当り4,000Kg
中 畑	2,100円	令和2年7月1日から適用適用区域は標茶町内全域を対象作目は牧草で10a当り3,500Kg
下 畑	1,500円	令和2年7月1日から適用適用区域は標茶町内全域を対象作目は牧草で10a当り3,100Kg